

「水道法施行規則の一部を改正する省令（案）」に関する意見募集の結果について

令和元年9月30日
厚生労働省
医薬・生活衛生局
水道課

厚生労働省では、水道法施行規則の一部を改正する省令案について、令和元年7月22日から同年8月20日までの期間及び8月28日にホームページ等を通じて御意見を募集したところ、計127,945件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する当省の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表します。なお、取りまとめの都合上、頂いた御意見は適宜集約及び要約しております。

また、御意見を募集した内容以外の内容についてお寄せいただいた御意見についても、末尾に主な御意見を適宜集約及び要約した上でご参考まで公表しております。

御意見をお寄せいただきました皆様に御礼を申し上げます。

御意見の内容	当省の考え方
①広域連携の推進	
<p>災害時の行動指針、責任の所在の明確化、指揮命令系統の明確化及びマニュアル化、意思伝達方法等々の整備を水道強化基盤強化計画の中で明確にすべきである。</p>	<p>広域連携の推進役たる都道府県が策定する水道基盤強化計画については、水道法（昭和32年法律第177号）第5条の3第2項の規定に基づき、計画区域を記載するほか、おおむね、水道の基盤の強化に関する基本的事項、計画区域における水道の基盤強化のために都道府県及び市町村が講ずべき施策並びに水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」とい。）が講ずべき措置等を定めることとしています。</p> <p>同計画に記載する内容は、地域の実情を踏まえて、都道府県において検討していただくこととなりますが、例えば、災害時における水道事業者等の連携内容についても記載することが可能と考えています。</p>
<p>広域連携を図るのであれば、各地方公共団体間の責任分担も明確にすべきである。</p>	<p>広域連携の推進役たる都道府県が策定する水道基盤強化計画については、水道法第5条の3第2項の規定に基づき、計画区域を記載するほか、おおむね、水道の基盤の強化に関する基本的事項、計画区域における水道の基盤強化のために都道府県及び市町村が講ずべき施策並びに水道事業者等が講ずべき措置等を定めることとしています。</p> <p>同計画に記載する内容は、地域の実情を踏まえて、都道府県において検討していただくこととなりますが、計画区域における水道の基盤強化のために都道府県及び市町村が講ずべき施策並びに水道事業者等が講ずべき措置において各地方公共団体における役割分担等を記載することが想定されると考えています。</p>
<p>水資源を市町村ではなく数県単位で管理するなど、広域連携を推進すべき。</p>	<p>市町村経営を原則として整備されてきた水道事業は、小規模で経営基盤が脆弱なものが多い状況にあります。</p> <p>人口減少社会の到来により水道事業及び水道用水供給事業（以下「水道事業者等」という。）を取り巻く経営環境の悪化が予測される中で、将来にわたり水道サービスを</p>

	<p>持続可能なものとするためには、運営に必要な人材の確保や施設の効率的運用、経営面でのスケールメリットの創出等を可能とする広域連携の推進が重要であると考えています。</p> <p>今回の法改正においては、市町村による経営が原則である水道事業において、都道府県が長期的かつ広域的視野に立って水道事業者等との調整を行うなど、広域連携を推進していくこととしていますが、都道府県境をまたぐ広域連携を排除するものではありません。</p>
<p>水道基盤強化計画の策定を要請する場合に、要請市町村が素案を作成し提示しているが、そもそも、協議に都道府県が入って議論をしているのであれば、一緒に作成することが必要ではないか。</p> <p>また、都道府県に知見がないこともありこのような表記であると思われるが、市町村も人員や人材が不足していることからコンサル等を活用し作成できるよう支援をすべきと考える。</p>	<p>水道基盤強化計画については、水道の基盤の強化に向けて、国、都道府県、市町村、水道事業者等が一体となって取り組み、かつ、広域連携の推進役としての都道府県の機能を強化するため、都道府県に対して、広域連携をはじめとした水道の基盤の強化に関する計画を主体的に策定することができる権限を与えたものです。</p> <p>その上で、現行制度における広域的水道整備計画と同様に、水道事業者等との広域連携を推進しようとする二以上の市町村が要請することができることも可能としています。</p> <p>都道府県が水道基盤強化計画を策定する場合には、計画区域内の市町村の同意が必要であり、策定の検討に当たっても、水道施設の更新を含む事業計画、財務状況等の情報が必要であることから、両者の協力関係が不可欠であると考えています。</p> <p>したがって、都道府県においては、二以上の市町村から素案の提示があった場合には、その素案も踏まえつつ、計画を作成することになるため、実質的には御指摘のとおり一緒に作成することになります。</p> <p>また、同計画の策定主体である都道府県に対しては、計画策定に係る費用の一部に関して財政支援を行うこととしています。</p>
<p>②事業の休廃止の許可手続き及び許可基準</p>	
<p>許可に際しては、水道利用者の意見を尊重するとともに、休廃止にあたり水道利用者への影響を最小限にするための措置を厚生労働大臣は講じるべきである。</p>	<p>事業の休廃止にあたっては、公共の利益を保護する観点から、その休廃止を水道事業者の任意に委ねることなく、厚生労働大臣等が許可する制度としています。</p> <p>その上で、許可基準として、事業の休廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないと認められるときでなければ許可をしてはならないこととする予定です。</p>
<p>厚生労働大臣が「事業の休廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないと認められる」時でなければ許可しないとのことであるが、「公共の利益が阻害されるおそれがない」場合の例示や判断基準もある程度明確にしておくべきではないか。</p>	<p>「公共の利益が阻害されるおそれがない」ことについては、休廃止の許可の申請の内容に基づいて許可権者が具体的に判断すべきこととしていますが、例えば、休廃止しようとする区域において給水契約がないこと又は給水契約があるときは他の手段による水の確保が可能であることが考えられます。</p> <p>御指摘とおり、例示や判断基準を明らかにするため、休廃止の許可の申請に際しての留意事項や審査上の基本事項については、今後、「水道事業等の認可の手引き」を改訂・公表する予定です。</p>

<p>事業認可において、人口減少や過疎化など考慮した給水区域の縮小についても申請を可能とするべきである。</p>	<p>水道事業は公益事業たる性格を持つものであることに鑑み、認可された給水が開始された後においては、給水の継続を水道事業者の義務としています。</p> <p>このため、水道事業者が給水区域を縮小する場合、公共の利益を保護する観点から、その休廃止を水道事業者の任意に委ねることなく、厚生労働大臣等が許可する制度としています。</p>
<p>水道事業の休廃止に係る厚生労働大臣の許可に際しては、対象地域の住民からの意見聴取を行うべきではないか。</p>	<p>「公共の利益が阻害されるおそれがない」ことについては、休廃止の許可の申請の内容に基づいて許可権者が具体的に判断すべきこととしていますが、例えば、休廃止しようとする区域において給水契約がないこと又は給水契約があるときは他の手段による水の確保が可能であることが考えられます。</p> <p>「他の手段による水の確保が可能であること」については、他の水道事業による給水が行われること又は新たな水の確保の方法等を提示した上で給水契約の相手方全員に対して同意を得ていることが必要と考えており、「休廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないことを証する書類」の内容に基づき審査することとする予定です。</p> <p>なお、水道事業者等が休廃止の許可に係る申請を行うにあたり、住民からの意見聴取を行うことを妨げるものではありません。</p>
<p>「公共の利益が阻害されるおそれがないことを証する書類」の要件として、当該区域で水道を使用する住民がいないこと、当該地域で行われるあらゆる作業で水道を使っておらず今後使う必要もない(当該地域で行われる作業を全て把握しておくことも必要)ことを明記するべきではないか。</p>	<p>「公共の利益が阻害されるおそれがない」ことについては、休廃止の許可の申請の内容に基づいて許可権者が具体的に判断すべきこととしていますが、例えば、休廃止しようとする区域において給水契約がないこと又は給水契約があるときは他の手段による水の確保が可能であることが考えられます。</p> <p>休廃止の許可の申請に際しての留意事項や審査上の基本事項については、今後、「水道事業等の認可の手引き」を改訂・公表する予定です。</p>
<p>水道事業者が地方公共団体以外である場合において、事業の休廃止を行う際に必要な措置を規定すべき。</p>	<p>今般改正された水道法第11条第2項に基づき、給水人口が5千人を超える地方公共団体以外の水道事業者が事業の休廃止の許可の申請をしようとするときは、あらかじめ、当該申請に係る給水区域をその地域に含む市町村に協議しなければならないものとしています。</p> <p>また、給水人口が5千人以下の水道事業を経営する地方公共団体以外の水道事業者においても、水道事業の休廃止は市町村の判断に対して一定の影響を与えるものであることから、事業の休廃止の申請に当たっては、あらかじめ給水区域をその区域に含む市町村と十分に相談するよう、施行通知に記載する予定です。</p>
<p>水道事業者が地方公共団体以外の場合に、利用者が少ないからという理由で、事業の休廃止が行われ、供給が行われなくなることはないのか。</p>	<p>今般改正された水道法第11条第2項に基づき、給水人口が5千人を超える地方公共団体以外の水道事業者が事業の休廃止の許可の申請をしようとするときは、あらかじめ、当該申請に係る給水区域をその地域に含む市町村に協議しなければならないものとしています。</p>

<p>倒産など突然水の供給が行えなくなった場合は、どうなるのか。別の水道事業者による水の供給は可能なのか。</p>	<p>水道法第 15 条第 2 項において、水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならないという常時給水の義務を負っています。</p> <p>また、地方公共団体以外の水道事業者の場合には、水道法第 6 条第 2 項の規定に基づき、事業の認可に当たり、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意が必要となります。</p> <p>災害その他非常時において水の供給ができなくなる場合には、水道法第 40 条による緊急供給の規定もあり、水道事業者等に対して、水を他の水道事業者等に供給することも含め応急体制の確保は可能です。</p>
<p>事業の休廃止の許可の申請手続において、利害関係のない完全な第三者機関による監査を行うべきではないか、</p>	<p>事業の休廃止にあたっては、公共の利益を保護する観点から、その休廃止を水道事業者の任意に委ねることなく厚生労働大臣等が許可する制度としています。</p> <p>その上で、許可基準として、事業の休廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないと認められるときでなければ許可をしてはならないこととする予定です。</p>
<p>事業の休廃止に基づき、当該地域住民の水道の利用が中断されないよう配慮する義務が明文化される必要がある。 告知義務、十分な広さの会場を確保する義務なども盛り込むべきである。</p>	<p>「公共の利益が阻害されるおそれがない」ことについては、休廃止の許可の申請の内容に基づいて許可権者が具体的に判断すべきこととしていますが、例えば、休廃止しようとする区域において給水契約がないこと又は給水契約があるときは他の手段による水の確保が可能であることが考えられます。</p> <p>その際、住民の水道利用が中断されることのないよう、他の手段による水の確保が可能であることについては、他の水道事業による給水が行われること又は新たな水の確保の方法等を提示した上で給水契約の相手方全員に対して同意を得ていることが必要と考えています。</p> <p>その点は、「休廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないことを証する書類」の内容に基づき審査することとする予定です。</p>
<p>休廃止の許可の前提として、休廃止に先立つ予告期間を、公営で代替するための検討・準備のために明確に規定すべきである。</p>	<p>「公共の利益が阻害されるおそれがない」ことについては、休廃止の許可の申請の内容に基づいて許可権者が具体的に判断すべきこととしていますが、例えば、休廃止しようとする区域において給水契約がないこと又は給水契約があるときは他の手段による水の確保が可能であることが考えられます。</p> <p>「他の手段による水の確保が可能であること」については、他の水道事業による給水が行われること又は新たな水の確保の方法等を提示した上で給水契約の相手方全員に対して同意を得ていることが必要と考えており、「休廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないことを証する書類」の内容に基づき審査することとする予定です。</p> <p>なお、水道事業者等が休廃止の許可に係る申請を行うに当たり、あらかじめ需要者である住民等に対して申請の内容を公表することを妨げるものではありません。</p>
<p>水道事業の休廃止は地域住民の生活に多大な影響を及ぼすものであるから、事業の休廃止の許可の申請手続及び許可において</p>	<p>「公共の利益が阻害されるおそれがない」ことについては、休廃止の許可の申請の内容に基づいて許可権者が具体的に判断すべきこととしていますが、例えば、休廃</p>

<p>は、申請書類に地方公共団体および地域住民の意見聴取の結果を付すべきである。</p>	<p>止しようとする区域において給水契約がないこと又は給水契約があるときは他の手段による水の確保が可能であることが考えられます。</p> <p>「他の手段による水の確保が可能であること」については、他の水道事業による給水が行われること又は新たな水の確保の方法等を提示した上で給水契約の相手方全員に対して同意を得ていることが必要と考えており、「休廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないことを証する書類」の内容に基づき審査することとする予定です。</p> <p>なお、水道事業者等が休廃止の許可に係る申請を行うにあたり、需要者である住民等からの意見聴取を行うことを妨げるものではありません。</p>
<p>水道事業の休廃止の許可の判断にあたり厚生労働大臣による地域住民の意見聴取を行うべき。</p>	<p>「公共の利益が阻害されるおそれがない」ことについては、休廃止の許可の申請の内容に基づいて許可権者が具体的に判断すべきこととしていますが、例えば、休廃止しようとする区域において給水契約がないこと又は給水契約があるときは他の手段による水の確保が可能であることが考えられます。</p> <p>「他の手段による水の確保が可能であること」については、他の水道事業による給水が行われること又は新たな水の確保の方法等を提示した上で給水契約の相手方全員に対して同意を得ていることが必要と考えており、「休廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないことを証する書類」の内容に基づき審査することとする予定です。</p>
<p>水道事業の休廃止の許可基準にあたっては、地域に休廃止の申請が出たことを告示するよう厚生労働大臣が地方公共団体を通じて確認することも必要ではないか。</p>	<p>「公共の利益が阻害されるおそれがない」ことについては、休廃止の許可の申請の内容に基づいて許可権者が具体的に判断すべきこととしていますが、例えば、休廃止しようとする区域において給水契約がないこと又は給水契約があるときは他の手段による水の確保が可能であることが考えられます。</p> <p>「他の手段による水の確保が可能であること」については、他の水道事業による給水が行われること又は新たな水の確保の方法等を提示した上で給水契約の相手方全員に対して同意を得ていることが必要と考えており、「休廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないことを証する書類」の内容に基づき審査することとする予定です。したがって、給水契約がある場合には給水契約の相手方からの同意が必要であり、必然的に休廃止を行うことが明らかになると考えています。</p> <p>なお、水道事業者等が休廃止の許可に係る申請を行うにあたり、あらかじめ需要者である住民等に対して申請の内容を公表することを妨げるものではありません。</p>
<p>③水道料金に関する技術的細目</p>	
<p>水道事業者が地方公共団体以外である場合、現行の規定の「支払い利息と資産維持との合算額」の代わりに「事業報酬の額」を用いるとのことであるが、それでは透明性に欠け、料金の高騰を招きかねない。</p>	<p>地方公共団体以外の者が水道事業を実施する場合、厚生労働大臣等の認可を受ける必要があります。</p> <p>厚生労働大臣等は、水道料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであることを確認した上で認可し</p>

<p>「事業報酬」の内訳を明記させるべきである。</p> <p>また、地方公共団体以外の水道事業者の場合には、株主配当、役員報酬等の金額も届け出させるべきである。</p>	<p>ます。</p> <p>認可を受けるに当たって、地方公共団体以外の者は、事業報酬の額も含めて水道料金の算定根拠及び経常収支の概算を含む事業計画書を提出することになります。</p>
<p>水道料金の技術的細目において、料金算定期間をおおむね3～5年間としているが、経営戦略では、10年間の収支を示すこととされていることから、これとの整合性を図るべきである。</p>	<p>水道料金の算定期間を長期にすると、経済の推移、需要の動向等不確定な要素を含むこととなるだけでなく、期間的な負担の公平を損なうおそれがあります。</p> <p>そのため、料金の安定性、期間的負担の公平、原価把握の妥当性及び水道事業者の経営責任の面等を考慮し、算定時からおおむね3年後から5年後までの期間について算定された原価に基づき水道料金を設定することが適当であると考えます。</p>
<p>水道事業者が地方公共団体以外である場合、水道料金の上限を設定すべきではないか。</p>	<p>水道料金は、それぞれの地域において、地理的条件や浄水処理方法、確保できる水源の水質や量が異なっているため、水道事業者ごとに設定されていることから、一律に水道料金の上限を設定することは困難です。</p> <p>厚生労働大臣等は、水道事業者が地方公共団体以外である場合には、水道料金変更の際し、水道料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営が確保することができる公正妥当なものであることを確認した上で認可します。</p>
<p>水道料金設定の「合理的理由」を判断する基準が不明確なのではないか。</p>	<p>水道料金は、それぞれの地域において、地理的条件や浄水処理方法、確保できる水源の水質や量が異なっていることを勘案して、水道料金の妥当性を判断する基準を一律に示すことは困難と考えます。</p> <p>その上で、厚生労働大臣等は、水道事業者が地方公共団体以外である場合には、水道料金変更の際し、個々の水道事業者の状況に応じ、水道料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営が確保することができる公正妥当なものであることを確認した上で認可します。</p>
<p>水道事業者が地方公共団体以外である場合、料金現価の算定方法について「事業報酬」を含むこととされているが、株式配当などは水道事業を安定的に運営できた上で余剰が発生したときに限り支払えばよいものであり、あらかじめ水道料金の中に「配当」を含めるのは問題ではないか。</p>	<p>地方公共団体以外の者が水道事業を実施する場合、地方公共団体の場合と同様に、厚生労働大臣等の認可を受ける必要があります。</p> <p>厚生労働大臣等は、水道料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営が確保することができる公正妥当なものであることを確認した上で認可します。</p> <p>認可を受けるに当たって、地方公共団体以外の者は、事業報酬の額も含めて水道料金の算定根拠及び経常収支の概算を含む事業計画書を提出することになります。</p>
<p>水道料金は全国一律にすべきではないか。</p>	<p>水道料金は、それぞれの地域において、地理的条件や浄水処理方法、確保できる水源の水質や量が異なっているため、水道料金はこれらの水道事業者毎に設定することが合理的であると考えています。</p>
<p>水道事業者が地方公共団体以外である場合、その事業者の役員報酬や内部留保額が</p>	<p>厚生労働大臣等は、水道事業者が地方公共団体以外である場合には、水道料金変更の際し、水道料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営が</p>

<p>大きい際は、料金算定に関して厚労省が指導を行うべきでないか。</p>	<p>確保することができる公正妥当なものであることを確認した上で認可します。</p>
<p>水道料金が極端に上昇しないよう、料金を値上げする場合の制限を設けるべきではないか。</p>	<p>地方公共団体が水道事業者である場合、水道料金を改定する際には、条例の改正が必要であり、地方議会での議決が必要です。</p> <p>また、地方公共団体以外の者が厚生労働大臣等の認可を受けて水道事業を実施する場合、料金の値上げなど、水道料金を変更しようとするときは厚生労働大臣等の認可を受ける必要があります。</p>
<p>地域によって水道料金に過度な格差が生じないよう算定方法を見直すべきではないか。</p>	<p>水道料金は、それぞれの地域において、地理的条件や浄水処理方法、確保できる水源の水質や量が異なっているため、水道事業者ごとに設定されています。</p> <p>厚生労働省においては、水道料金の格差縮小には、水道事業の広域化が有効であると考えており、広域化に資する施設整備に対して財政支援を行うこと等により広域連携を推進し、料金格差の縮小を図ってまいりたいと考えています。</p>
<p>水道料金の算定に当たり必要以上に利益を計上することを禁ずるべきではないか。</p>	<p>厚生労働大臣等は、水道事業者が地方公共団体以外である場合には、水道料金変更の際し、水道料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営が確保することができる公正妥当なものであることを確認した上で認可します。</p>
<p>水道事業者が地方公共団体以外である場合、施設、設備の更新費用などを甘く見積もり、不当に利益を上げることがないよう、料金算定方法を見直すべき。</p>	<p>厚生労働大臣等は、水道事業者が地方公共団体以外である場合には、水道料金変更の際し、水道料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営が確保することができる公正妥当なものであることを確認した上で認可します。</p>
<p>水道事業者が地方公共団体以外である場合は収支に対して地方公共団体もしくは第三者機関による会計検査を定期的実施すべきではないか。</p>	<p>地方公共団体以外の者が厚生労働大臣等の認可を受けて水道事業を実施する場合、認可権者である厚生労働大臣等は水道事業者に対する立入検査を実施します。</p> <p>厚生労働大臣は、その際、収支等の経営状況についても確認しています。</p>
<p>社会環境や経済などの変化に伴う水道料金の見直しについては、その都度、見直す理由及びその内容を公表することを義務づけるべき。</p>	<p>水道法第 24 条の 2 において、水道事業者は、需要者である住民等に対し、水道料金等の負担に関する事項等の水道事業に関する情報を提供しなければならないこととされています。</p> <p>水道料金の見直しに当たっては、その内容に応じて、適切に情報提供がなされるべきと考えます。</p>
<p>全国的にも地域では上下水道一体化が拡大している。水道事業単独の経営の健全性は前提としつつも、企債残高が多く将来的に市民負担を増やす要因になりかねない下水道事業についても適正な国民負担を求める観点から、上下水道一体での経営を考慮した収支検討も視野に入れるべき。</p>	<p>公営企業である水道事業については、地方財政法第 6 条において、公営企業の経費は、当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされており、事業の運営に必要な費用は水道料金の収入をもって充てることが基本です。</p> <p>一方、水道法上、上下水道一体での経営が前提ではないため、一体での経営を考慮した収支検討は困難ですが、仮に上下水道一体での経営を行っている場合においても、経営の健全性を確保すべきものと考えています。</p>

<p>料金の見直しを 3 年後に行うことと明記し、適切な時期とする政治的な思惑に左右されないようにすること。</p>	<p>水道料金は、30 年以上の合理的な算定期間を定めて当該事業に係る収支を試算した場合にあっては、当該試算に基づき、算定時から概ね3 年後から5 年後までの期間について算定されたものであることとしました</p>
<p>全国平均以下の料金で原価を回収できていない事業体の改定をしない理由を厚生労働大臣が把握し公表するよう表記すべき。</p>	<p>水道法第 22 条の 4 において、水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととし、そのために、水道施設の更新に要する費用を含む収支の見通しを作成し公表するよう努めなければならないことが規定されています。</p> <p>その上で、水道料金については、こうした水道施設の更新に要する費用に関する将来的な更新需要等を勘案した上で設定することとされています。</p> <p>厚生労働省としては、水道料金を改定しない理由について公表することは考えていませんが、水道事業者において、需要者である住民等に対して、水道事業等の収支の見通し等に関する情報について、広報・周知し、その理解を得ることが重要であると考えています。</p>
<p>④適切な資産管理</p>	
<p>維持・修繕を適切に実施されなかった場合、罰則等が無い場合、実効性を担保することができない。 維持管理については適切な期間での点検報告を義務付けし、未実施に対する罰則規定も設けるべき。</p>	<p>水道事業者等において維持・修繕が適切に実施されるよう、「水道施設の点検を含む維持・修繕に関するガイドライン」を作成することで技術的な支援を行うこととしています。</p> <p>また、認可権者である厚生労働大臣等は、法の趣旨を踏まえ維持及び修繕が適切に実施されるよう、水道事業者等に対し、立入検査を通じて点検を含む維持・修繕の実施状況を確認し、必要に応じて、指導してまいりたいと考えています</p>
<p>維持修繕の対象であるコンクリート構造物について、省令案の5年に1回ではなく、さらに、1月に1回以上の頻度の点検とすべき。</p>	<p>省令で定めるコンクリート構造物（水密性を有し、水道施設の運転に影響を与えない範囲において目視が可能なものに限る。）の点検頻度は、必要最小限の定めとして、おおむね5年に1回以上を必須としています。</p> <p>水道事業者等は、自らが管理する水道施設の状況及び運転状況等を勘案したうえで、点検頻度を定めるべきものであり、こうした内容は「水道施設の点検を含む維持・修繕に関するガイドライン」にて示す予定です。</p>
<p>省令案の「適切な時期」「適切な方法」「水道施設を良好な状態」とはどのような時期、方法、状態であるのかが不明確ではないか。事業者側に任されるのであれば、事業者側の都合による変更も考えられ、水道利用者が不利益を被ることも考えられるため、省令でさらに詳細に定めるべきではないか。</p>	<p>水道事業者等において維持・修繕が適切に実施されるよう、「水道施設の点検を含む維持・修繕に関するガイドライン」を作成することで技術的な支援を行うこととしています。</p> <p>また、認可権者である厚生労働大臣等は、法の趣旨を踏まえ維持及び修繕が適切に実施されるよう、水道事業者等に対し、立入検査を通じて点検を含む維持・修繕の実施状況を確認し、必要に応じて、指導してまいりたいと考えています</p>
<p>省令に委託されている各種の維持管理の規定についてはさらに記録の保管や基準の設置を定めるべきである。 たとえば水密性を要するコンクリート施設については1回限りで保管ではなく施設点検の記録は過去に遡って保管を規定し、ど</p>	<p>異状を発見した際の原因分析にあたって直近の点検結果との比較が有効と考えられるため、省令で定めるコンクリート構造物の点検を行った場合は、必要最小限の規定として、損傷・劣化の有無や程度について点検内容を記録し、当該施設を次に点検を行うまでの期間保存することを必須としたものです。</p>

<p>のような点検が行われていたか検証できるようにすべきである。</p> <p>各種水道設備の点検規定においては、適切な点検や維持整備が行われるよう、各種の点検の記録の保管も定めるべきであるし、点検の実施状況を公開するよう努めるように規定を設けるべきである。</p> <p>特に電磁的記録での保存を許可している以上、各種の点検記録においては長期の保存を義務づけても水道事業者の多大な負担とはなり得ない。また電磁的記録である以上データの送信や頒布自体にかかる費用や手間は限りなく低い為、適切な要請があった際には各種記録を一般に公開するよう規定を設けるべきである。</p>	<p>なお、水道事業者等において、自らが管理する水道施設の状況及び運転状況、重要度等を勘案し、この規定を上回る頻度での点検を行うことを妨げるものではありません。</p> <p>また、省令で定めるコンクリート構造物以外の水道施設については、自らが管理する水道施設の状況及び運転状況、重要度等を勘案したうえで、記録の保管等を定めるべきものであり、こうした内容は「水道施設の点検を含む維持・修繕に関するガイドライン」にて示す予定です。</p> <p>点検の実施状況については、認可権者である厚生労働大臣等が行う立入検査を通じて確認していきたいと考えています。</p> <p>なお、情報の公開については水道法第24条の2の規定に基づき省令で項目が定められています。需要者の理解を得る観点から義務とすべき範囲を定めていますが、点検の実施状況について、水道事業者等の判断で積極的に情報公開することを妨げるものではありません。</p>
<p>水道施設台帳の作成・保管の義務付け及び水道施設の点検の記録等に関して、電磁的方法を可能とすることに賛成する。なお、電磁的方法による記録を行うにあたっては、保管・記録等が必要な期間にわたって消失したり再現できなくなるものがないよう、媒体の冗長化（例：RAID構成等）やバックアップ（例：遠隔地への転送等）に加え、記録媒体や論理フォーマット・ファイル形式等について、その製品や規格が終息することが予見される場合には別の方式に移行する旨の規定がなされていることが望ましい。</p>	<p>水道施設台帳は、水道施設の維持管理及び計画的な更新のみならず、災害対応、広域連携や官民連携の推進等の各種取組の基礎となるものであり、適切に作成及び保存することが重要です。</p> <p>そのため、データの消失等のほか、地震等に伴う停電により災害時にデータの閲覧ができないなどといった懸念も想定されることから、分散保管やバックアップ、停電対策等の危機管理対策を行うことが望ましいと考えています。</p> <p>今後、省令改正にあわせ、水道事業者等に対して、水道施設台帳の整備についての留意点等として、適切な危機管理対策を実施するよう通知を行う予定です。</p>
<p>コンクリート構造物の異常を発見し修繕をしなかった場合（経過観察）は、写真等の電磁的記録を残すべき。</p>	<p>次の点検までの間、漏水等の影響への進展がないと診断できる軽微な劣化により経過観察とした場合には、損傷・劣化の程度に加え、ご意見のような写真等も含め、今後の施設管理に活用できる情報について点検内容を記録することを基本とし、また、点検の記録は電子データでの保管が望ましいと考えています。</p> <p>こうした内容は「水道施設の点検を含む維持・修繕に関するガイドライン」にて示す予定です。</p>
<p>水道事業者が施設の維持や修繕に努め台帳整備することは良いが、問題はそれに見合った人員や予算が伴うかであり、国はこのようなことを水道事業者に課すのであれば同時に、そのための技術的財政的支援措置を講じることを規定すべきである。</p>	<p>水道事業者等において維持・修繕が適切に実施されるよう、「水道施設の点検を含む維持・修繕に関するガイドライン」を作成することで技術的な支援を行うこととしています。</p> <p>また、水道事業のための施設整備は、原則として、水道料金により水道事業者等自らが実施すべきものですが、国は、経営が厳しい水道事業者が行う施設整備や台帳整備のために要する費用の一部を財政支援しています。</p>
<p>水道施設の台帳の作成・保管の義務付け及び水道施設の点検の記録に関して、電磁的</p>	<p>水道施設台帳は、水道施設の維持管理及び計画的な更新のみならず、災害対応、広域連携や官民連携の推進等</p>

<p>方法を可能とすることは良いとして、危機管理上、紙での台帳を保持することも必要ではないか。</p>	<p>の各種取組の基礎となるものであり、適切に作成及び保存することが重要です。</p> <p>そのため、データの消失等のほか、地震等に伴う停電により災害時にデータの閲覧ができないなどといった懸念も想定されることから、分散保管やバックアップ、停電対策等の危機管理対策を行うことが望ましいと考えています。</p> <p>今後、省令改正にあわせ、水道事業者等に対して、水道施設台帳の整備についての留意点等として、適切な危機管理対策を実施するよう通知を行う予定です。</p>
<p>水道事業者は、30年以上の長期的な収支見通しを試算するとしているが、水道事業は長期の収支見通しは極めて困難である。</p>	<p>水道法第22条の4において、水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととし、そのために、水道施設の更新に要する費用を含む収支の見通しを作成し公表するよう努めなければならないことが規定されています。</p> <p>厚生労働省としては、施行に当たり留意事項を示すとともに、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」（平成21年7月公表）や必要データを入力することで更新需要や財政収支を試算できる「簡易支援ツール」（平成25年6月公表）の活用を促すことにより、水道事業者における収支の見通しの作成を支援していきます。</p>
<p>10年以上を基準として作成された収支の見通しについて、どのような判断基準をもって合理的と判断するのか。</p>	<p>地理的条件や浄水処理方法、確保できる水源の水質や量が異なる等、水道事業者の状況は様々ですので、一律に収支の見通しの作成に当たっての判断基準を示すことは困難です。</p> <p>厚生労働省としては、施行に当たり留意事項を示すとともに、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」（平成21年7月公表）や必要データを入力することで更新需要や財政収支を試算できる「簡易支援ツール」（平成25年6月公表）の活用を促すことにより、水道事業者における収支の見通しの作成を支援していきます。</p>
<p>長期的な収支の見通しの試算や、収支の見通しの作成について、3年～5年、あるいは10年という単位ではなく毎年あるいは隔年で公表すべき。また公表については義務とすべき。</p>	<p>長期的な収支の試算や、収支の見通しの作成を求めている趣旨は、水道事業者等において、将来にわたって安定的に水道を供給していくため、長期的な視野に立った計画的な資産管理を行い、更新需要を的確に把握した上で、必要な財源を確保し、水道の施設の更新を計画的に行う必要があるためです。</p> <p>そのため、毎年や隔年という短期間ではなく、10年以上を基準とした合理的な期間において収支の見通しを作成及び公表することを努力義務としています。</p> <p>なお、水道法第22条の4において、収支の見通しの作成に係る規定は努力義務とされています。</p>
<p>30年以上の合理的な算定期間とあるが、人口の推計をどこの発表のものを使うか示すべき。</p>	<p>人口推計については、国立社会保障・人口問題研究所によるもののほか、各水道事業者において独自に試算した推計もあるため、一律に定めることは考えていません。</p>
<p>⑤水道施設運営等事業</p>	
<p>技術的細目について、「適正かつ確実な実施のために適切なもの」との言葉が繰り返</p>	<p>厚生労働省においては、本省令における技術的細目に基づく許可に関して、審査についての基本的な考え方を</p>

<p>し用いられている。このような抽象的な条項ではなんら法規としての意味をもたないのではないか。</p>	<p>示すため、水道施設運営権の設定に係る許可に際しての留意事項や、申請書の審査上の基本事項等を「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」にて示すこととしております。</p>
<p>民間事業者と水道事業者等の責任分担は明確化されるべきであるが、長期の間には想定外の事態は起こりえる。災害時などにはかえって現在よりも責任の押し付け合いや無責任体制といった事態が生じるのではないか。</p>	<p>「災害その他非常の場合における水道事業者及び選定事業者による水道事業を継続するための措置」については、厚生労働大臣が確認した上で許可することとしています。</p> <p>具体的には、許可に際しての留意事項等として、水道事業者等及び水道施設運営権者（以下「運営権者」という。）が、発生が懸念される多様な危機に対して適切に対処することができるよう、災害その他非常の場合のそれぞれの事象ごとに、実施体制、業務の内容及び対応手順が明確に定められていることが必要であること等を「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」にて示すこととしております。</p>
<p>許可基準の技術的細目の（ア）aにおいて、SPC内の業務分担又は責任分担を明示すべきではないか。</p>	<p>運営権者内の具体的な業務分担・責任分担については、必要に応じて、水道事業者等による事業者選定の過程において明らかにされるべきものと考えますが、許可基準の技術的細目として、「h 選定事業者が水道施設運営等事業を適正に遂行するに足る専門的能力及び経理的基礎を有するものであること」を規定しており、運営権者の適格性について厚生労働大臣が確認した上で許可することとしています。</p>
<p>運営権者が、駐車場の経営などの兼業を行う場合にはどういう取り扱いになるのか。</p>	<p>許可に際しての留意事項等として、兼業について事前に水道事業者等の承諾を得ることとしていること、水道施設運営等事業と兼業とを区分して経理を管理すること等の事項をあらかじめ定めておくことが必要であること等を「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」にて示すこととしております。</p>
<p>許可基準の技術的細目の（ウ）で「水道施設の維持管理及び計画的な更新、健全な経営の確保並びに運営に必要な人材の確保が図られることを規定する」とあるが、公共団体における水道事業の維持管理に必要な人材確保の困難性が水道法の改正の原因の一つであるのに、そんなに簡単に人材確保ができるのかが疑問である。</p>	<p>許可基準の技術的細目として当該事項を規定することで、厚生労働大臣は、水道施設運営等事業を実施することにより水道施設運営等事業を含む水道事業等全体の人材の確保が図られる場合に許可することを定めるものです。</p> <p>なお、水道施設運営等事業の実施に関する効果のひとつとして、民間事業者と連携した人材確保・育成・技術の継承が考えられます。</p> <p>また、コンセッション方式は、あくまでも官民連携の選択肢の一つであり、運営に必要な人材の確保の他、住民サービスの向上や業務効率化等のメリットが大きいと判断した地方公共団体のみが導入するものであり、全ての地方公共団体に導入を求めるものではありません。</p>
<p>許可基準の技術的細目の（ア）eで「水道施設運営等事業の継続が困難となった場合における水道事業者が行う措置」について、不明確ではないか。そのため、契約締結時において、事業継続が困難になった際のために必要な継続管理の為の運営方法のマニュアルの提示や国が</p>	<p>「水道施設運営等事業の継続が困難となった場合における水道事業者が行う措置」については、厚生労働大臣が確認した上で許可することとしています。</p> <p>具体的には、許可に際しての留意事項等として、段階を踏んで体制を構築するための考え方など、あらかじめ基本的な考え方や手順等を定めておくことが必要であること等を「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガ</p>

<p>果たすべき内容を明示するとともに、対処方策の明示を求めます。</p>	<p>イドライン」にて示すこととしております。</p>
<p>許可基準の技術的細目の（ア）dで「災害その他非常の場合における水道事業者及び選定事業者による水道事業を継続するための措置が、水道事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること」とあるが、不明確ではないか。</p>	<p>「災害その他非常の場合における水道事業者及び選定事業者による水道事業を継続するための措置」については、厚生労働大臣が確認した上で許可することとしています。</p> <p>具体的には、許可に際しての留意事項等として、水道事業者等及び運営権者が、発生が懸念される多様な危機に対して適切に対処することができるよう、災害その他非常の場合のそれぞれの事象ごとに、実施体制、業務の内容及び対応手順が明確に定められていることが必要であること等を「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」にて示すこととしております。</p>
<p>事業計画において、その収支の計画が確実かつ合理的であることを担保するために、計画の策定にあたって専門家の関与を義務付けるべきではないか。</p>	<p>厚生労働省において、水道施設運営等事業実施計画書が確実かつ合理的であることを審査するため、水道法施行規則に許可基準に関する技術的細目を定めるとともに、「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」に許可審査についての基本的な考え方を示すこととしています。</p> <p>また、水道施設運営等事業実施計画書は水道事業者等が策定するものですが、内閣府「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」において、管理者等（水道事業者等）が専門性のある外部のコンサルタント又はアドバイザーを活用することも有効である、とされています。</p>
<p>コンセッションの利用料金の設定に関して、明確な規定がなく、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）において市町村の条例で料金の範囲を定める形になっているが、より明確にルールを設定するべきではないか。</p>	<p>地方公共団体は PFI 法に基づき条例で料金の枠組み（上限）をあらかじめ決定します。民間事業者はその範囲内でしか料金設定ができません。</p> <p>その上で、地方公共団体が水道施設運営権を設定しようとするときは、厚生労働大臣の許可を受ける必要があります。</p> <p>具体的には、許可に際しての留意事項等として、料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること等、水道法に規定する要件に該当すること等を「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」にて示すこととしております。</p>
<p>民間事業者の選定基準が不明確であり、不適格な事業者を選んだ場合の影響が長期間かつ広範に及ぶことを懸念する。明確かつ透明度の高い運営が可能な事業者のみを選定すべきではないか。</p>	<p>運営権者の選定にあたっては、水道施設運営等事業を適正に遂行するに足る専門的能力及び経理的基礎を有するものであることを厚生労働大臣が確認した上で許可することとしています。</p> <p>具体的には、許可に際しての留意事項等としては、水道事業者等が応募企業に対して課した参加資格要件の内容に、対象となる事業に係る水道事業等に係る実績のほか、財務状況について所要の事項が含まれていることが必要であること等を「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」にて示すこととしております。</p>
<p>民間事業者の選定に関して、水道事業者等の判断だけで行われることになっているが、</p>	<p>コンセッション方式を導入しようとする地方公共団体は、PFI 法に基づき、運営権者の選定手続等の枠組みを規定する実施方針に関する条例を制定し、これに基づいて</p>

<p>市民の関与を強める観点から、公正な第三者機関を設け、選定の是非について市民の意見を聞き、その結果を反映すべき。</p>	<p>実施方針の策定や事業者の選定を実施します。 また、事業者の選定に当たっては、PFI法に基づき、透明かつ公平に選定する仕組みとなります。 このように、運営権者の選定は、水道事業者等の判断だけではなく、地方自治の枠組みである当該地方公共団体の議会の議決を経て、透明かつ公平に実施されるものです。</p>
<p>民間事業者の選定について、応募直近の過去3年間赤字決算がないこと。再委託の禁止を明確にすべき。</p>	<p>許可に際しての留意事項等として、水道事業者等が応募企業に対して課した参加資格要件として、会社更生法に基づく更生手続きや民事再生法に基づく再生手続きの開始の申立てがなされていないことや、債務超過の状態に陥っていないこと等の事項が定められており、選定事業者が当該要件を満たしていることが必要であること等を「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」にて示すこととしております。 また、運営権者の責任の下で行われる一般的な業務の再委託についてまで、一律に禁止する必要はないと考えております。</p>
<p>許可申請の手続きにおいて、民間事業者側が利用料金の算出根拠を示すということは、民間事業者側が不当に利益を計上することにより、利用料金が増額されることにつながるのではないか。</p>	<p>利用料金の算出根拠を含む水道施設運営等事業実施計画書を作成し、水道施設運営権の設定の許可の申請を行う者は、民間事業者ではなく、地方公共団体である水道事業者等です。</p>
<p>外資系企業については、資本状況の開示や経営状況の開示については金融商品取引法での報告義務と同等以上の厳しい基準で審査すべきではないか。</p>	<p>厚生労働大臣は、国内企業・外資系企業に関わらず、運営権者の適格性として、事業を適正に実施できるだけの専門的能力や経理的基礎があることを確認します。 具体的には、許可に際しての留意事項等として、水道事業者等が応募企業に対して課した参加資格要件の内容として、財務状況（会社更生法に基づく更生手続きの開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続きの開始の申立てがなされていない者であること、債務超過の状態に陥っていない者であること等）についての事項が含まれていること、選定事業者が当該要件を満たしていること等を「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」にて示すこととしております。</p>
<p>民間事業者について外資系企業の参加を排除する条項を追加すべきである。</p>	<p>厚生労働大臣は、国内企業・外資系企業に関わらず、運営権者の適格性として、事業を適正に実施できるだけの専門的能力や経理的基礎があることを確認します。 また、選定に当たっても、国内企業、外資系企業問わず、透明かつ公平に選定する仕組みとなっています。</p>
<p>許可基準において、民間事業者において住民への給水が不可能になった場合の代替手段の確保を記載するべきではないか。</p>	<p>「災害その他非常の場合における水道事業者及び選定事業者による水道事業を継続するための措置」については、厚生労働大臣が確認した上で許可することとしています。 具体的には、許可に際しての留意事項等として、水道事業者等及び運営権者が、発生が懸念される多様な危機に対して適切に対処することができるよう、災害その他非常の場合のそれぞれの事象ごとに、実施体制、業務の内容及び対応手順が明確に定められていることが必要であること等を「水道施設運営権の設定に係る許可に関する</p>

	<p>るガイドライン」にて示すこととしております。</p> <p>地方公共団体は、PFI 法に基づき、業務の実施状況等に関するモニタリング（報告徴収・実地調査等）を運営権者に対して行うこととなっており、その中で、当該運営権者に対して財務内容の確認等を行うこととなります。そのため、必ずしも、株主要件を設ける必要はないと考えています。</p> <p>また、水道施設運営権の設定に係る許可に当たっては、地方公共団体が運営権者の業務及び経理の状況に関し確認する適切な体制が確保されていること等を厚生労働大臣が確認した上で許可することとしています。</p>
<p>コンセッション方式では特別目的会社が水道事業を運営することになるが、必ず地方公共団体が最大の株主となる事、ガバナンスと財務内容チェックの権限を持つべきことを条文に盛り込むべき。</p>	<p>地方公共団体は、PFI 法に基づき、運営権者の業務・経理の状況を適時適切にモニタリングすることにより、早期に問題を指摘し、改善を求めることができることとなっています。また、水道事業者等によるモニタリングの一部として外部有識者等によるモニタリングを実施することも可能です。</p> <p>また、水道施設運営権の設定に係る許可に当たっては、地方公共団体が運営権者の業務及び経理の状況に関し確認する適切な体制が確保されていること等を厚生労働大臣が確認した上で許可することとしています。</p>
<p>民間事業者の水質管理や水道料金の設定などに問題がないかなど、地方公共団体や住民が監視でき、問題があると判断された場合には是正できるような制度を設けるべき。</p>	<p>水道法第 24 条の 2 の規定に基づき、水道事業者等は、水道の需要者に対し、水質検査の結果その他水道事業に関する情報を提供しなければならないと定められています。</p> <p>水道施設運営等事業において運営権者が運営を行う場合においても、情報公開が水道事業の透明性の向上に寄与するものと考えられることから、事業運営に関する情報を積極的に公開していくことが求められます。</p> <p>そのため、「水道事業における官民連携に関する手引き（改訂版）」において、実施契約や事業計画の内容、水道事業者等による運営権者の業務及び経理の状況に関するモニタリング結果等については、運営権者の権利や正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ、特許等）を除いて、水道施設運営等事業を実施する地方公共団体の情報公開条例等に基づき、適切に情報公開されるよう実施契約書に規定を盛り込むことが望ましい旨を示すこととしております。</p>
<p>民間事業者の設定する利用料金の適正さや水質調査などのデータを公開するべき。</p>	<p>地方公共団体は PFI 法に基づき条例で料金の枠組み（上限）をあらかじめ決定します。民間事業者はその範囲内でしか料金設定ができません。</p> <p>仮に、やむを得ない事情によって、この枠組みの範囲を超えて料金を上げる必要が生じた場合、地方公共団体は改めて議会において条例改正を行うことが必要となります。そのため、民間事業者が一方的に料金の値上げをできるわけではありません。</p> <p>その上で、さらに、地方公共団体が水道施設運営権を設定しようとするときは、厚生労働大臣の許可を受ける必要があります。</p>
<p>民間事業者の利用料金の設定に硬直性を持たせ、仮に価格が上昇する場合でもその上げ幅を抑える規定を設けるべき。</p>	

<p>民間事業者について、事業範囲内の過疎地域等にも安定供給する義務を持たせるべき。</p>	<p>今回の法改正は、地方公共団体が、水道事業者等としての位置づけを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定することを可能とするものです。</p> <p>そのため、地方公共団体である水道事業者等が定める事業範囲内に過疎地域等を含めた場合、民間事業者である運営権者が当該地域に給水を行うこととなりますが、その場合であっても、最終的な給水責任は地方公共団体にあります。</p>
<p>水道事業の運営等の許可に係る手続きを明確化すべき。</p>	<p>水道施設運営権の設定に係る手続きについては、法律に定める許可の手続きに加え、省令において必要な書類等を定めることにしています。</p> <p>さらに、「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」において、申請書の審査上の基本的事項について定めることとしています。</p>
<p>民間事業者に対して、専門的・技術的な第三者機関によるチェックや監査を行うべき。</p>	<p>地方公共団体は、PFI法に基づき、業務の実施状況等に関するモニタリング（報告徴収・実地調査等）を運営権者に対して行うこととなっています。その際、水道事業者等によるモニタリングの一部として外部有識者等によるモニタリングを実施することも可能です。</p> <p>これに加え、厚生労働大臣は地方公共団体のモニタリング体制が適切かを確認した上で許可するとともに、厚生労働大臣が直接報告徴収及び立入検査をします。</p>
<p>水道事業者等の会計報告については年4回の定期報告を制度化し、事業収益を他の不採算部門の補填に当てられていないかのチェックすべきではないか。</p>	<p>厚生労働大臣は、水道事業者等が選定業者の業務及び経理の状況に関し確認する適切な体制が確保され、かつ、当該確認すべき事項及び頻度が具体的に定められていることを確認した上で許可することとしています。</p> <p>モニタリングの具体的な実施頻度については、水道事業者等において、モニタリングの確認事項ごとにモニタリング結果による事業の改善が可能な頻度で定めることとなります。確認事項ごとに日常、月次、四半期、年次その他の頻度が考えられますので、会計報告の頻度を一律に規定することはせず、事業の実情に応じて、モニタリングできる体制となっているかどうかを確認いたします。</p>
<p>水道事業者は、30年以上の長期的な収支見通しを試算するとしているが水道事業は電気、ガスと違って気象に左右され、とくにこの近年地球規模の異常気象が頻発する中での長期の収支見通しはいつそう困難と思える。</p> <p>そのため、この事業の収支見通しがセッション事業のための資産評価に用いられるとするなら、見通し違いの場合、運営権者から水道事業者が責任追求されることはないか。その場合、国はどのような支援策を用意しているのか。</p>	<p>水道施設運営等事業の実施に当たっては、水道事業者等は、民間事業者が事業による収入及び支出を見積もることが可能となるよう、十分な情報開示を行うことが望ましいと考えます。</p> <p>また、事業許可の留意事項として、災害その他非常の場合における水道事業者等及び選定事業者の役割分担、連携方法、対应手順、費用分担等が明確に定められていること等を「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」にて示すこととしております。</p>
<p>計画書には、維持管理費や更新予定費用、その調達方法等を記載すべきとされるが、</p>	<p>水道施設運営等事業が開始した後は、地方公共団体は、PFI法に基づき、運営権者の業務・経理の状況を適時適切にモニタリングすることにより、早期に問題を指摘し、</p>

<p>許可後にこれらの内容に変更があった場合にいかなる手当が講じるのか。</p>	<p>改善を求めることとなります。 その上で、運営権者の利用料金については、地域の実情に応じ、適切な期間で定期的な検証及び必要な見直しを行うこととなります。</p>
<p>水道施設運営等事業実施計画書において、役員報酬予定額等の収益の想定内訳を記載すべき。</p>	<p>地方公共団体において運営権者の経理状況や財務状況をモニタリングし監視することが重要であり、公認会計士等による監査済みの財務諸表等（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書等を含む）の提出を運営権者に義務付けること等を、事業許可の留意事項として「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」にて示すこととしております。</p>
<p>⑥その他</p>	
<p>水道施設台帳の作成・保管の義務づけ及び水道施設の点検の記録等について電磁的方法を可能にするとのことであるが、水道事業の透明性を維持するために情報公開を勧めるための対処が望まれる。</p>	<p>水道法第24条の2において、水道事業者は、その責務として、水道の需要者である住民等に対する情報提供について定めています。 同条に基づき、水道事業者においては、需要者である住民に対して、水道施設の現状等の水道サービスに関する情報を広報・周知し、その理解を得ることが重要であると考えています。</p>

(御参考) その他、御意見を募集した内容以外の内容についてお寄せいただいた主な御意見

御意見の内容	当省の考え方
<p>今般の水道法改正に反対する旨の御意見（水道法を改悪するものではないか等）</p>	<p>老朽化した水道施設の更新や耐震化が遅れ、漏水事故や断水のリスクが高まっているとともに、人口減少社会を迎えて経営状況が悪化し、小規模で脆弱な水道事業者では水道サービスを継続できないおそれが生じているなど、水道事業は深刻な課題に直面しています。</p> <p>今回の法改正は、水道の基盤強化を図り、将来にわたって安全な水を安定的に供給するために制度改正したものです。</p>
<p>今般の水道法改正は水道民営化につながるものであるため反対する旨の意見</p>	<p>平成23年のPFI法改正によりコンセッション方式が創設された当初から、水道事業については住民に対する給水責任を民間事業者に負わせる形であればコンセッション方式を導入することができました。今回の改正法では、事業の確実かつ安定的な運営のため公の関与を強化し、給水責任は地方公共団体である水道事業者に残した上で、厚生労働大臣の許可を受けてコンセッション方式を実施可能にしたものです。</p> <p>コンセッション方式の導入について、国や地方公共団体の関与を強めたもので、水道事業自体を「民営化」するものではありません。</p> <p>また、コンセッション方式は、あくまで官民連携の選択肢の一つです。</p> <p>住民サービスの向上や業務効率化を図る上でメリットがある場合に、地方公共団体が議会の議決を経て、地方公共団体の判断で導入するものです。</p>
<p>民間委託やコンセッション方式などの官民連携よりも、地方公共団体同士の広域連携を重視すべきではないか。</p>	<p>水道事業者の置かれた状況は、水源・地形等の自然的条件や人口・経済活動の社会的条件など、地域によって様々です。</p> <p>そのため、こうした地域の実情を踏まえ、どのような方策が水道の基盤の強化を図るために適切であるかをよく議論していくことが重要です。</p> <p>そのため、今後の水道事業等の目指すべき方向性として、官民連携や広域連携など、多様な選択肢を検討できるようにすることが適切であると考えています。</p>
<p>財政力にばらつきのある地方公共団体の水道事業には、国の財政支援が不可欠である。それこそが、全国どこに住んでいても誰でも安全な水を利用できる水道事業を維持する国の責任を果たすことになるのではないか。</p>	<p>公営企業である水道事業については、地方財政法第6条において、公営企業の経費は、当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされており、老朽化した水道施設の更新等に係る費用は水道料金の収入をもって充てることが基本です。</p> <p>その上で、地方公共団体の要望等も踏まえつつ、経営基盤が脆弱な水道事業者等への必要な財政支援のための予算を確保してきました。とりわけ、令和元年度予算においては、「防災・減災、国</p>

	<p>土強靱化のための三か年緊急対策」を踏まえ、前年度当初予算比約 174 パーセントの水道施設整備費等を確保しています。</p> <p>引き続き、必要な予算の確保に努めていきます。</p>
<p>水道事業を経営するためには水道料金だけでは厳しいため、国の予算を地方に配分すべきではないか。</p>	<p>公営企業である水道事業については、地方財政法第 6 条において、公営企業の経費は、当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされており、老朽化した水道施設の更新等に係る費用は水道料金の収入をもって充てることが基本です。</p> <p>その上で、地方公共団体の要望等も踏まえつつ、経営基盤が脆弱な水道事業者等への必要な財政支援のための予算を確保してきました。</p> <p>引き続き、必要な予算の確保に努めていきます。</p>
<p>今まで水道の施設更新に必要な財源を積み立ててなかったのは、過去に国策で過大な投資をさせられて借金を作り、その返済で手いっぱいだったからではないか。国民にその失敗を押し付けるのではなく、国が責任を持って水道の老朽化対策に資金を投入すべきではないか。</p>	<p>これまで、国民生活に必要な水道水を供給することをナショナルミニマムとして確立することを目的として、未普及地域の解消や、特に大都市周辺の需要の逼迫の解消等のため、ダム建設などの施設整備を行ってきました。</p> <p>その結果、水道の普及率は約 98% となり、安全安心な水を住民に供給することが可能となっていると考えています。</p> <p>一方で、現在は、水道事業は高度経済成長期に布設された水道施設の老朽化の進行や人口減少に伴う料金収入の減少等の課題に対応することが求められる状況となっています。</p> <p>今回の水道法改正は、こうした状況を踏まえ、水道事業の広域連携や多様な官民連携を進めるとともに、水道事業者等に対し適切な資産管理を求めること等により、水道の基盤強化を図るものです。</p> <p>水道の老朽化対策については、公営企業である水道事業については老朽化した水道施設の更新等に係る費用は水道料金の収入をもって充てることが基本ではありますが、地方公共団体の要望等も踏まえつつ、経営基盤が脆弱な水道事業者等への必要な財政支援のための予算を確保してきました。</p> <p>引き続き、必要な予算の確保に努めていきます。</p>
<p>水道の管路の更新に莫大な資金がかかるのは、私企業に委ねても、かかるものはかかるので、問題は解決しません。国民の命にかかわる水道の整備は、国債を発行してでも国が責任を持って行うべきである。</p>	<p>水道事業は生活に不可欠な水を供給するものであり、地域に密着した住民サービスであることから、地域の実情に通じた市町村が経営することを原則とすることが水道法において定められています。</p> <p>また、公営企業である水道事業については、官民連携を活用するか否かを問わず、地方財政法第 6 条において、公営企業の経費は、当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされており、老朽化した水道施設の更新等に係る費</p>

	<p>用は水道料金の収入をもって充てることが基本です。</p>
<p>広域連携によるスケールメリットの効果が強調されているが、都道府県単位や日本全体で広域連携による水道事業を経営すればよいのではないか。</p>	<p>市町村経営を原則として整備されてきた我が国の水道事業は、小規模で経営基盤が脆弱なものが多いことから、運営に必要な人材の確保や施設の効率的運用、経営面でのスケールメリットの創出等を可能とする広域連携の推進は、水道の基盤の強化を図るための有効な方策の一つです。</p> <p>しかしながら、水源・地形等の自然的条件や、人口・経済活動等の社会的条件など、地域によって水道事業を取り巻く環境は様々です。</p> <p>そのため、地域の実情を踏まえ、どのような地域を連携の対象として水道経営を行うことが最も適切か、よく議論して広域連携を進めていくことが重要と考えています。</p>
<p>水道の基盤の強化を目的とした官民連携とは、利益相反を含め民間では永続的に不可能である事が明らかではないか。官としての過去から現在の責任を放棄する詭弁としか思えない。</p>	<p>官民連携は、水道施設の適切な維持管理及び計画的な更新やサービス水準等の向上はもとより、水道事業等の運営に必要な人材の確保、ひいては官民における技術水準の向上に資するものであり、水道の基盤の強化を図る上での有効な選択肢の一つであると考えています。</p> <p>ただし、水道事業者は、官民連携を行う場合であっても、水道法第15条に規定する需要者である住民等に対する給水義務を果たす必要があります。</p> <p>そのため、「水道の基盤の強化を図るための基本的な方針」では、「水道の基盤の強化を目的として官民連携をいかに活用していくかを明確化した上で、水道事業等の基盤強化に資するものとして、適切な形態の官民連携を実施する」旨を定めることとしています。</p>
<p>官民連携を推進することにより、事業に採算性が求められ、不採算地域が切り捨てられるのではないか。</p>	<p>官民連携は、水道施設の適切な維持管理及び計画的な更新やサービス水準等の向上はもとより、水道事業等の運営に必要な人材の確保、ひいては官民における技術水準の向上に資するものであり、水道の基盤の強化を図る上での有効な選択肢の一つであると考えています。</p> <p>ただし、水道事業者は、官民連携を行う場合であっても、水道法15条に規定する需要者である住民等に対する給水義務を果たす必要があります。</p> <p>そのため、水道事業者は、自らの給水区域内において給水義務を果たす観点から、住民サービスの向上や業務効率化等のメリットが大きいと判断した場合のみに官民連携を導入するものと考えます。</p>

<p>コンセッション方式については、世界中で失敗し、再公営化されているのではないか。</p>	<p>パリなどの再公営化の代表的事例など海外の事例を包括的に調査した報告書等から、海外の失敗事例における課題（①水質の悪化など管理運営レベルの低下、②水道料金の高騰、③民間事業者に対する監査・モニタリング体制の不備）を整理し、それらの教訓を踏まえ、十分対応できる制度設計をしています。</p> <p>再公営化された事例が各地にあることは事実ですが、民間委託が進んでいるフランスやアメリカでは、近年も契約の9割以上が更新（継続）されているなど、海外で一律に再公営化が進行しているわけではありません。</p>
--	--